

豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書

2025年 12月 22日

豊島区教育委員会 あて

〒171 - 8422

所在地 東京都豊島区南池袋2-45-1

商号又は名称 株式会社としまなまる

代表者職・氏名 代表取締役 豊島 太郎

豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者として登録をしたいので、以下のとおり申請します。
なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には速やかに届出することを誓約します。

申請区分	☒ 新規申請 ☐ 更新申請 ☐ 変更申請（変更する項目のみ記入すること。）		
フリガナ	トシマナナマル		組 織 形 態
商号又は名称	株式会社 としまなまる		☒ 株式会社 ☐ 有限会社 ☐ 合資会社 ☐ 合名会社 ☐ 合同会社 ☐ 個人事業主 ☐ 協同組合 ☐ 財団法人（公益・一般） ☐ 社団法人（公益・一般） ☐ その他（ ）
代表者の役職名	代表取締役		
フリガナ	トシマ タロウ	フリガナ	トシマ ソメフク
代表者氏名	豊島 太郎	担当氏名	豊島 染福
所 在 地	東京都豊島区南池袋2-45-1	電話番号	03（****）0000
		FAX 番号	03（****）1111
メールアドレス	toshima-00-nanamaru@city.toshima.lg.jp		
取扱食材の区分 ※複数選択可		主な取扱品目（具体的な品目名を記載のこと。）	
☐1 野菜・果実 ☒2 食肉 ☐3 卵 ☐4 乳製品 ☐5 魚介 ☐6 藻類 ☐7 米穀類 ☐8 豆腐・かまぼこ等加工食品 ☐9 他加工食品 ☐10 乾物 ☐11 芋・こんにゃく類 ☐12 調味料及び香辛料類 ☒13 酒類 ☐14 その他		牛肉、豚肉、ハム、ソーセージ ワイン 左記「取扱食材の区分」でチェックした区分の具体的な取扱品目を記載してください。 主に納品実績の多いものから記載ください。 全ての取扱品目を記載する必要はありません。 （例） 【野菜・果実】 トマト、たまねぎ、じゃがいも、ニンジンしいたけ、 ナス、小松菜など野菜 【食肉】 豚肉、鶏肉、牛肉など	

納入先	豊島区内 区立小・中学校名を記入	豊島区立池袋小学校、豊島区立駒込中学校	
申請時点で取引予定のある学校・自治体	豊島区外（主な） 小・中学校のある自治体名を記入	板橋区、北区	
主な仕入先		〇〇市場、株式会社△△	
台風や積雪等、不測の事態により納入が困難な場合の対応を記入してください。 例) 発注先の学校等へ直ちに連絡を行い、学校等の指示により、最善の対応を行う。等		記載例等を参考に貴社での対応方法を記入してください。	
配送時の冷凍・冷蔵品の温度管理について、配送時の対応を具体的に記入してください。 例) 冷蔵車、冷凍車で配送している。 例) 冷蔵車、冷凍車は無く、クーラーボックスに保冷剤を入れて配送している。等			
衛生管理上で、注意、配慮や工夫している点があれば記入してください。		貴社で実施していることがあれば記入してください。	
食品衛生法に基づく営業許可取得状況 (複数選択可)	☒ 食肉販売業 ☒ 食肉処理業 ☐ 食肉製品製造業 ☐ 魚介販売業 ☐ 水産製品製造業 ☐ 麺類製造業 ☐ 豆腐製造業 ☐ 乳製品製造業 ☐ 乳処理業	☐ 集乳業 ☐ 菓子製造業 ☐ アイスクリーム類製造業 ☐ 清涼飲料水製造業 ☐ 氷 ☐ 液 ☐ 食 ☐ み ☐ 酒	☐ 添加物製造業 ☐ そうざい製造業 ☐ 複合型そうざい製造業 ☐ 冷凍食品製造業
食品衛生法に基づく営業届出状況 (複数選択可)	☐ 食肉販売業(包装済み食肉のみ販売) ☐ 魚介類販売業(包装済み魚介類のみ販売) ☐ 乳類販売業 ☐ 野菜果物販売業 ☐ 米穀類販売業	☐ 海 ☐ 調 ☐ 糖 ☐ 精 ☐ 製	実際に想定する給食用食材に限らず、 取得しているすべての許可、届出の状況を 記載してください。
その他の許可・届出	洋酒卸売業免許		
遵守事項（□の欄にレ点を入れること）			
☒ 以下の遵守事項（登録要件）について内容を理解し、遵守します。遵守できない場合は豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録が不承認となる可能性があることを理解しました。			
1. 安心安全な学校給食の安定的な供給と給食用物資の品質を確保し、児童・生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識すること。 2. 別紙1に記載された給食用物資の納入・規格基準に基づき、学校等へ納入すること。また、納入物資が規格に反し、品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないよう最善の対応を行うこと。 3. 物資納入先である学校等の事情を考慮し、指定の日時・場所に学校等指定の方法で納入すること 4. HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。 5. 契約にあたって債権者登録が必要となるため、未登録の場合は、教育委員会が必要と認める書類《債権者（事業者）登録申請書兼支払金口座振替依頼書》を提出すること。			
全ての箇所を御記入願います			

◆給食物資の納入・規格基準

給食物資の納入に際しては、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- (1) 出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- (2) 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- (3) 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- (4) 確実に検収を受けてください。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じてください。
- (6) 衛生管理の観点から、法令等に基づく各種書類について、学校からの求めに応じ、情報提供をお願いします。
- (7) 生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- (8) 青果（野菜・果物など）・肉類は、原則国産としてください。缶詰類や食材そのものを水煮した加工品についても、できるだけ国産としてください。
なお、海外産以外の納品が難しい等、特段の事情がある場合、学校と事前調整の上、納品をお願いします。
- (9) 加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- (10) 食品添加物は適正使用に努めてください。
- (11) 米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください（品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。また、産地・産年度などが記載されたもの又はそれに代わる書類を提出してください。
- (12) 食物アレルギー対応に必要な加工品等の原材料及び成分表示等について、学校からの求めに応じて情報提供をお願いいたします。